

福岡県医発第 969 号(地)

平成17年8月19日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 竹 嶋 康 弘



平成17年度「児童虐待防止月間」標語募集への協力依頼について

残暑の候 貴職益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記「児童虐待防止月間」につきまして、平成16年11月5日付け福岡県医発第1399号にてご案内いたしておりましたが、この度、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長より、日本医師会を通じ別添のとおり協力依頼がありました。

本件は、昨年に引き続き11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、各種の取り組みを実施するとともに、今年度は新たに、国民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的な関わりを持っていただくための意識啓発を図ることを目的として、標語の募集を行うことになりました。

つきましては、貴会におかれましても本件の趣旨をご了知いただき、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂



(地Ⅲ 7 1)

平成17年8月2日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

伯井俊明



平成17年度「児童虐待防止月間」標語募集への協力依頼について

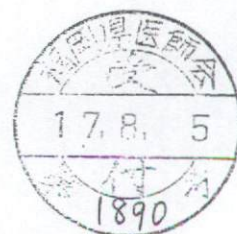
時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

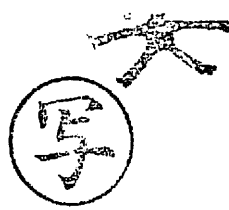
さて今般、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長より、平成17年度「児童虐待防止月間」標語募集について協力依頼がありました。

急増する児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るとともに、児童虐待防止対策への取組の推進のために集中的な広報・啓発活動を目的として、平成16年度より11月を「児童虐待防止推進月間」と定めましたことは、平成16年10月29日付日医発第836号(地Ⅲ145)をもって、貴会宛にお送り申し上げました。

平成17年度におきましても、引き続き、11月を「児童虐待防止推進月間」とし各種の取組を実施するとともに、今年度は新たに、国民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的な関わりを持っていただくための意識啓発を図ることを目的として、厚生労働省において「児童虐待防止月間」における標語の募集を行うことになりました。

つきましては、貴会におかれましても本件の趣旨をご理解いただき、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。





雇児総発第0720001号

平成17年7月20日

児童虐待防止対策協議会 関係各位

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



平成17年度「児童虐待防止推進月間」標語募集への協力依頼について

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

児童虐待に関する相談件数は増加の一途をたどっており、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は、依然として社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、平成16年度から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、急増する児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、貴職をはじめ多くの方々の御協力のもとに集中的な広報・啓発活動を行いました。平成17年度におきましても、引き続き、11月を「児童虐待防止推進月間」とし各種の取組を実施するとともに、今年度は新たに、国民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的な関わりをもっていただくための意識啓発を図ることを目的として、「児童虐待防止推進月間」における標語の公募を行うことといたしました。

つきましては、別添の平成17年度「児童虐待防止推進月間」標語募集実施要綱を御参照いただいた上、貴団体のホームページ、広報誌や機関紙の掲載等により関係団体及び関係者等に本標語募集の周知を図るとともに、積極的な標語の応募について、格別のご高配をお願い申し上げます。

平成17年度「児童虐待防止推進月間」標語募集実施要綱

1. 趣 旨

核家族化の進行や地域の子育て機能の低下などを背景とした養育力の不足している家庭の増加などが要因となって、児童虐待に関する相談件数は増加の一途をたどっており、その内容も専門的な援助を必要とするケースが増えています。特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は依然として社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、虐待を経験した者が親になった時に虐待を再現してしまう世代間連鎖を引き起こす場合もあるなど、子どもの一生涯、さらには世代を超えて深刻な影響をもたらすことが指摘されていることから、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

このため、平成16年度において、児童虐待防止法及び児童福祉法が改正され、児童相談に関する体制の整備などを図ることとし、さらに、12月に策定された「子ども・子育て応援プラン」に基づき、児童虐待死の撲滅を目指して、児童虐待防止対策の充実強化に向けた各般にわたる取組を推進することとしています。

また、こうした状況を踏まえ、平成16年度から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、急増する児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、その期間中、集中的な広報・啓発活動を実施することとしましたが、平成17年度においても、引き続き、11月を「児童虐待防止推進月間」とし各種の取組を実施いたします。今年度においては、新たに、国民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的な関わりをもっていただくための意識啓発を図ることを目的として、「児童虐待防止推進月間」における標語の公募を行うことといたしました。

2. 募集内容

(1) テーマ

上記1の趣旨を簡潔に表現していて、児童虐待問題に関する国民一人ひとりの意識啓発に資するにふさわしい標語

(2) 応募資格

特に制限はありません。どなたでも応募できます。

(3) 応募方法

○電子メールの場合

- jidousoudannetwork@mh|w. go. jp までお寄せください。
- メール の 題 名 は 「 児 童 虐 待 防 止 推 進 月 間 に 関 す る 標 語 募 集 」 と し て く だ

さい。

- ファイルを添付する場合は、Word（2003 年版又はこれ以前のバージョン）、一太郎（バージョン 2005 又はこれ以前のバージョン）又はテキスト形式のいずれかによりお願いいたします。
- 1 人 1 作品の応募に限ります。
- 作品のほか、郵便番号、住所、氏名、電話番号、年齢、性別、職業（会社員、専業主婦、大学生等。）について記入してください。

○郵送（はがき）の場合

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室

児童虐待防止推進月間に関する標語募集担当 宛

- 1 人 1 作品の応募に限ります。
- 作品のほか、郵便番号、住所、氏名、電話番号、年齢、性別、職業（会社員、専業主婦、大学生等。）について記入してください。

※ 電話による応募はお受けできかねますので、あらかじめご了承ください。

（4）応募上の注意

ご自身で創作した未発表の作品に限ります。

なお、応募作品は、返却いたしません。

（5）著作権

著作権は、主催者に帰属します。

3. 応募締め切り

平成 17 年 8 月 24 日（水）必着。郵送の場合は、当日消印有効とします。

4. 選定方法

主催者による選定委員会において、1 作品を最優秀作（厚生労働大臣賞）として選定します。

5. 発表

最優秀作は、平成 17 年 9 月以降に本人に通知するほか、厚生労働省 HP 等で発表します。

6. 表彰

平成 17 年 11 月に開催予定の「児童虐待防止推進全国フォーラム」（仮称）にお

いて、賞状を授与します。

7. 標語の活用

今回の募集により選定された標語（最優秀作）は、平成17年度児童虐待防止推進月間における全国各地で実施される広報・啓発活動等において幅広く活用します。

8. 主催者

厚生労働省

9. 事務局

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室

TEL 03-3595-2166 FAX 03-3595-2668